

特集 障害者支援

意識を変える。 社会が変わる。

心身に何らかの障害を持つ人は世界で約10億人。
その約8割が、開発途上国で暮らす貧困層だといわれている。
さまざまな社会の壁に阻まれ、日常生活に困難が生じている人々。
すべての人にとって安全で快適な社会の実現は、
国際社会の共通の課題となっている。

取材協力：中村信太郎・JICA国際協力専門員(社会保障)

「みんなが暮らしやすい」とは言えない社会

街中を歩いていて、目の前の段差に気が付かずつまずきそうになった、なんて経験はないだろうか。その時は、ちょっとバランスを崩したただだったかもしれない。でももし、あなたが車いすに乗っていたとしたら。

スロープがなければ、自力では前に進むことができないだろう。たとえ小さな段差でも、体が不自由な人にとっては大きな障害になり得る。こうした視点で見ると、実は、社会には「みんなが暮らしやすい」とは言えない状況があちらこちらにある。

日本の「障害者基本法」(2011年8月改正)によると、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある」と同時に、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活



「食品衛生の資格を取ったことで仕事ができるの!」。知的障害のあるコスタリカ人のロサさんは、JICAの支援をきっかけに新しい知識を吸収し、社会参加への道を切り開いた

ツイントラック
アプローチ

JICAの障害者支援のアプローチ。「エンパワメント」と「メインストリーミング」の2つの手法を通じて、障害者の社会への完全参加と平等を目指す。

JICAの支援
アプローチ

メイン
ストリーミング

障害者を受益者・実施者に含めて事業を進めていくこと。障害者を直接的な対象としていないプロジェクトでも、JICAではすべての事業の中に障害者の視点を組み入れることを目指している。

エンパワメント

障害当事者がイニシアチブを取り、自らを取り巻く環境の改善に向けて行動できるような力を付けること。

国連障害者
権利条約

2006年12月の国連総会で障害者の権利と尊厳の保護・促進を目的に採択された条約。国際協力の必要性を示す条文が盛り込まれた点も画期的。

ピアカウンセリング

障害当事者が聞き手となって、障害者のカウンセリングを行うこと。双方が対等な立場にあることから、障害者のニーズを的確に考慮したきめ細やかなサポートが期待できる。

ミレニアム開発目標
(MDGs)

2015年を達成期限に、教育、母子保健、ジェンダー、感染症、環境など8つの分野で国際社会が定めた共通の開発目標。貧困ライン以下で生活する人の半減(ゴール1)や初等教育の完全普及(ゴール2)など、障害者支援が進まなければ達成が難しい数値目標も多い。

バリアフリー

障害の有無や年齢にかかわらず、すべての人が安全で快適な社会生活が送れるよう、物理的・制度面・情報面・心理面の障害(バリア)が除去(フリー)された状態。

地域に根差した
リハビリテーション(CBR)

地域社会にある資源を生かしながら、障害当事者やその家族、コミュニティが協働で問題解決に取り組む手法。最近ではCBRが発展して、障害者を含むすべての人々を巻き込んで開発を行う「地域に根差したインクルーシブな開発(CBID)」も広まりつつある。

自立生活運動

重度障害者が必要に応じて適切な介助を得ながら、地域社会の中で自分の意思で生活することを目指す運動。1960年代にアメリカで始まり、70年代から日本でも実施されてきた。

ユニバーサル
デザイン

既存のものを障害者が使いやすいように変えるバリアフリーに対し、計画・設計の段階から、障害の有無や年齢に関係なくすべての人が使いやすいように製品や施設をデザインすること。

途上国が直面する
障害と貧困の問題

活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある」とこと。つまり「障害」とは、歩けない、見えない、聞こえないというような心身機能の問題だけでなく、スロープがない、特定の職種に就けない、手話・点字サービスがない、人々の無関心や偏見……というような物理的・制度面・情報面・心理面での障害者の社会参加を阻む障壁も指しているのだ。

このような壁に直面している人は、日本国内だけでも人口の約6%を占める約750万人(厚生労働省発表)。世界では2010年時点で、総人口の約15%、約10億人にも上る(出典:世界保健機関(WHO)/世界銀行「障害に関する世界報告書」)。そしてその数は、世界的な高齢化や慢性疾患の増加により上昇し続けている。

障害の有無に関係なく、すべての人が日常生活を安全で快適に送れるように。1981年の「国際障害者年」をきっかけに、国際社会は障害者に対する取り組みを強化。障害者の「完全参加と平等」を共通の目標として掲げ、それぞれの国の状況を踏まえて、障害者支援の体制を整備してきた。

さらに近年では、2006年に障害者の「人権」に着目した「国連障

害者権利条約」が発効。保健、教育、雇用、社会サービス、地域生活、情報利用、移動など、社会のあらゆる面で障害者の権利が示され、障害者が一切差別されることなく平等に社会生活を送れるよう、最大限の配慮をしていくことなどが規定された。

2011年11月15日現在、この条約には106の国・地域が批准。日本も07年に署名し、批准に向けて国内法の整備などを進めている。

また条約では、障害者支援のための国際協力の必要性にも言及している。「障害は貧困と強く結び付いている」と中村信太郎JICA国際協力専門員。「途上国では、貧しくて満足な食事ができずに栄養不良になったり、病气やけがをしてもお金がなくて治療を受けられないことが、障害の背景になっている場合もある。また、障害が影響して教育や就労の機会が限られ、収入確保の道が閉ざされ貧困に陥るケースもある」と話す。

食料、保健医療、教育、環境などさまざまな課題が山積する中で、多くの途上国では障害者に対する取り組みが後回しになりがちだ。しかし、世界人口の約15%を占める障害者への支援は、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けても急務。まさに今、国際社会が一体となって障害者支援に取り組むべきだという機運が高まっており、日本でも今年改

正された「障害者基本法」で初めて、国際協力の必要性が盛り込まれている。

障害者と社会に対する
JICAの障害者支援

JICAは70年代から障害者支援に着手。作業療法士、理学療法士、養護などの分野で青年海外協力隊を派遣してきたほか、研修事業を通じて障害当事者や支援者の能力強化に取り組んできた。また、心身機能の回復に貢献するリハビリセンターの体制強化、地域に根差したリハビリテーション(CBR)の推進、さらには社会の「壁」となっているインフラや法制度を整備するなど、円借款・無償資金協力・技術協力の3スキームを組み合わせ、時代の流れとともに協力の幅を広げてきた。

このような取り組みを通じてJICAが意識してきたのは、障害者の社会参加を実現するためには、障害当事者と社会、双方への働きかけが必要であるということ。そこで採用されているのが、「エンパワメント」と「メインストリーミング」のツイントラックアプローチだ。エンパワメントは、いわゆる「人づくり」。障害者やその家族が自らを取り巻く問題に気付き、JICAの支援などを通じて、周りを巻き込みながら具体的な解決に向けて主体的にアクシ

などのバリアフリー化もその一例だ。

ヨンを起こせるようになることを目指している。さらに、彼らのエンパワメントを実現するための環境整備として、障害者に対する支援制度などの策定、リハビリテーションを担う人材の育成、市民への啓発活動といった、行政や地域の人々を対象とした協力も同時に行っている。

一方、メインストリーミングは、たとえ障害者支援を直接目的とする事業でなくても、すべての事業において障害者に配慮した視点を組み込むこと。都市開発におけるビルや駅

さらにJICAは、障害当事者の専門性を重視。障害のある人々がどのような壁に直面しているのか、それをどのように解決すればいいのかは、言うまでもなく当事者が一番よく知っている。そのため障害者分野の支援では、障害当事者の参画が重要であるという考えの下、知的障害者をJICA専門家として現地に派遣するなど、国際社会の中でも特徴的な取り組みを行っている。

障害者が住みよい社会は、誰もが住みよい社会。JICAは活動理念である「すべての人が恩恵を受けるダイナミックな開発」を実現すべく、今後も障害者を含むすべての人々に配慮した支援に取り組んでいく方針だ。